

京都市告示第 375 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 12 月 2 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類            市 道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
金閣寺緯 5 号 線	北区衣笠西御所ノ内町 22 番地の 10 地先から	旧	メートル 26.80	メートル 5.90
	同町 22 番地の 5 地先まで	新	26.80	5.95 ~ 6.04

(建設局土木管理部道路明示課)